

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

原告ら準備書面（被害総論2）

原告らに共通する「生命・身体に接続する平穩生活権侵害」

2014年5月20日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

内容

はじめに 本書面の目的.....	4
第1 本件事故前の原告らの平穏な暮らし	5
1 豊かな自然の恵みを楽しむ生活	5
2 家族、地域に住む住民との密接な結びつき	6
第2 原告らの生活の全面的崩壊ないし変容.....	7
1 豊かな自然の全てが放射能に汚染されたまま放置され、人体への脅威となる放射能汚染物質へと変容したこと.....	7
2 汚染された地域での生活続ける原告ら（滞在者）の被害	8
(1) 原告佐藤藤とみ子（福島市在住，バンケット業）の場合	8
(2) 原告大内秀夫（相馬市在住，元教員）の場合.....	9
(3) 原告村松恵美子（相馬市在住，市議会議員，障害者施設運営）の場合 ..	10
(4) 原告渡部保子（福島市在住，元教員）の場合	11
(5) 汚染された地域で生活続ける滞在者の被害.....	13
3 汚染された地域で農業を続ける者の被害.....	16
(1) 果樹栽培農家である原告阿部哲也（福島市在住）の場合	16
(2) 稲作・野菜栽培農家である原告樽川和也（須賀川市在住）の場合.....	17
(3) 農家の被害	19
4 避難を余儀なくされた者（避難者）の被害	20
(1) 原告新関まゆみ（飯舘村から米沢市へ避難）の場合.....	20
(2) 原告武田徹（福島市から米沢市へ避難，元教師・ボランティア団体会長）の場合	21
(3) 原告福田祐司（双葉町から避難）の場合	22
(4) 原告高木光雄（南相馬市小高区から避難）の場合	23
(5) 原告紺野重秋（浪江町から福島市へ避難，農家兼自動車整備工場経営）の場合.....	24

(6) 原告大橋沙月（南相馬市小高区から避難）の場合	25
(7) 避難者の被害.....	26
5 事業者の被害	29
6 高校生の被害	29
第3 原告らに共通する「生命・身体に接続する平穏生活権侵害」	30
1 「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」，「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活を する権利」が人格権（憲法13条）として保護されるべき重要な権利である こと	30
2 原告らに共通する被害が「生命・身体に接続する平穏生活権侵害」であるこ と	32
第4 原告らの被害の立証について	32

はじめに 本書面の目的

本件訴訟（「生業を返せ，地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件）は，本件原発事故とそれによる放射性物質汚染が，原告らの平穏生活権を侵害するものであることを根拠に，原状回復と慰謝料を求めるものである。

すでに被害総論準備書面 1 において指摘したとおり，原告らが本件原発事故によって被っている被害は，「平穏生活権侵害」というとらえ方によって全面的に評価され尽くされているとは言えず，放射性物質で地域全体が汚染されたことにより，さまざまな被害が派生的に生じている。

本書面においては，これまでの口頭弁論期日において意見陳述を行い，被害各論準備書面及び陳述書を提出してきた各原告らの事故前の生活と事故後の生活との変化を明示して，各原告の事故前の生活が奪われたことによって発生し続けている多種多様な被害の内容とその被害がいかに深刻で大きなものであるかを明らかにする。

そして，その被害の中核にあるのが，人格権保障の観点から重大な権利である「身体権に接続した平穏生活権」の侵害であることを明らかにする。

また，原告が予定しているその被害の全体像（総体）の立証方法についても明らかにする。

第1 本件事故前の原告らの平穏な暮らし

1 豊かな自然の恵みを享受する生活

原告らの多くが住む福島県は、北海道、岩手県に次ぐ全国第3位の面積を誇る。約1万4000キロ平米の広大な土地は、東部の阿武隈高地、中央部を南北に縦断する奥羽山脈、北部から西部に連なる飯豊連峰・越後山脈といった山岳地帯を擁し、それらにより、太平洋と阿武隈高地に挟まれた浜通り、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた中通り、奥羽山脈と越後山脈に挟まれた会津の3地域に分けられる。

浜通り地方は、阿武隈高地と太平洋に面した地域で、河川は阿武隈高地を源としてすべて太平洋にそそぎ、集落はこれら流域全体に沿って発達し、阿武隈高地では山の恵みを、また太平洋に面した温暖な平地では、豊かな海の恵みを受け、自然と共生したくらしが営まれていた。

中通りは、奥羽山脈と阿武隈高地に挟まれ、南から縦走する阿武隈川に沿った盆地に、福島市、郡山市、白河市のような都市が発達してきた。また、福島盆地は桃をはじめ、梨、リンゴ、ブドウ、サクランボの果物の産地として知られ、郡山盆地では稲作が盛んであった。

会津地方は奥羽山脈と越後山脈の間の地域で、磐梯山、猪苗代湖や尾瀬に代表される美しい自然に恵まれており、人々は主に会津盆地や、阿賀野川水系の河川流域に沿った低平地に農村集落を形成してきた。会津地方は積雪が多いことから建築形態や屋敷林にも工夫が見られる等、美しくも厳しい自然の中で独特な豊かな生活が育まれていた。

福島県の森林の面積は約97万3千ヘクタールで、県全体の約7割を占めている。全国で4番目の広さとなるこの広い森林を活用して、木材のほか、キノコや山菜などが生産されていた。

それぞれの地方の自然条件を生かして農作物が生産され、米(コメ)をはじめ、サヤインゲン、キュウリ、トマトなどの野菜や、モモ、ナシ、リンゴなどの果

物は、全国的に見ても上位の生産量を誇り、それらの農作物は他県に出荷されるだけでなく、地元で生産したものを地元で消費する「地産地消」も積極的に取り組まれていた。

福島県の海は、南からの黒潮と北からの親潮がぶつかりあう潮目になっているため、良い漁場に恵まれており、カツオやタコ、ヒラメなど100種類を超える魚介類が水揚げされていた。いわき市周辺では、サンマやカツオ、マグロなどをとる沖合漁業が、相双地方では、ヒラメやカレイなどをとる沿岸漁業がさかんに行われていた。

そのような豊かな自然環境のもと、原告らを含めその地域で暮らす人々はみな、日頃から、自宅の庭等を利用した自家菜園で野菜などを栽培し、趣味として近くの川や海へ出かけては魚を釣り、山に入っては季節ごとにキノコや山菜などの山の幸を採り、またそれらの収穫物を近所の人とお互いにお裾分けするなどして、自然の恵みを享受する楽しみを分かち合い、生活していたのである。またそれぞれが、山登りや海水浴、川遊びなど自然との触れあいを趣味の一つとして生活していた。

そのような「豊かな自然の存在を基盤としてその恵みを享受する生活」が、当たり前の日常として営まれていたのである。原告らの生活において、豊かな自然の存在は、その生活を支える根幹をなすものであり、かけがえのない基盤であった。

このような豊かな自然の恵みを享受しつつ暮らしていたことは、地域の違いはあれ福島県以外に居住していた原告らも同様であった。

2 家族、地域に住む住民との密接な結びつき

原告らは、上記のような自然豊かな環境を基盤として、家族関係や、地域に住む住民との密接な人間関係を築いていた。

各家庭によってその生活は異なるものの、祖父母や親が、子や孫へ自家製の米や野菜を食べさせたり、県外に住む子が孫を連れて実家に帰省して自然溢れ

る環境で伸び伸びと遊ばせ、孫の成長を見られる祖父母がその訪問を何よりの楽しみとするなど、自然豊かな地域での生活は家族関係の基盤ともなっていた。

また、その地域で採れた農作物や山の幸、海の幸を地域住民の間で分け合うなどして交流を深め、親戚同然の付き合いを続けるなど、より密接な関係を築いていた。

豊かな自然のもとで、その地域特有の歴史や伝統文化も悠々と受け継がれており、毎年、繰り返されてきた行事を守っていくため、地域で暮らす老若男女が集い、団結し、親交を深めていた。

そのような家族関係や親しい地域の人間関係は、それぞれの原告がこれまでの人生の中で構築してきたものであり、それぞれの原告にとって、その人らしい生活を営むためのかけがえのない基盤であった。

第2 原告らの生活の全面的崩壊ないし変容

1 豊かな自然の全てが放射能に汚染されたまま放置され、人体への脅威となる放射能汚染物質へと変容したこと

本件原発事故によって、原告らの居住地を含む広範な地域の全てが放射性物質によって汚染された。汚染されたのは原告らが暮らす地域の土壌だけではない。空気、水、植物、建物など、その地域に存在するすべての物質が放射性物質に汚染された。

その汚染の程度は地域によって異なるものの、原告らが暮らしていた地域とその周辺の自然環境が汚染され、現在もその汚染が継続し、事故前よりも高い放射線量が計測され続けている事実には変わりはない。

それまで当たり前のように存在し、無限の恵みを与えてくれていた自然、すなわち、周辺の山々、農地を含む大地、河川、海は、事故後汚染されたままの状態に放置され、人体へ脅威となる高濃度に放射能汚染された物質へと変容したのである。

その結果、その汚染された地域に住んでいた原告らの生活はどのように変容したか、具体的にどのような被害が生じているのか。これまで意見陳述を行い、被害各論準備書面及び陳述書を提出した原告らの被害をその一例として挙げつつ、以下に具体的に論じる。

2 汚染された地域での生活を続ける原告ら（滞在者）の被害

(1) 原告〇〇〇〇〇（福島市在住、バンケット業）の場合

ア 本件事故前の生活

原告〇〇〇〇〇は、福島市内の農家の長女として生まれ、18歳の時に結婚し、夫の間には3人の娘が生まれた。3人の娘が独立した後は、夫と実母と生活し、実家には近くに住む長女と孫3人が頻りに顔を見せ、原告〇〇〇〇〇が孫の送り迎えをするなど、ほとんど一緒に生活していた。自家菜園で育てた野菜（キュウリ、ナス、じゃがいも、たまねぎなど）を食べ、井戸水を飲み、近くで採れるタケノコやキノコも採取して食べて、生活していた。

仕事面では、福島市内でバンケット業を立ち上げ、信用が一番大切と考え、絶対にミスやトラブルがないよう心がけて営業を続けていた。得意先の土湯温泉では最も長く商売を続けてもらえるほど信用を得ていた。

イ 本件事故後の生活

原稿〇〇〇〇〇は放射性物質に対する不安を抱きつつも、福島県産のものを食べても健康に影響はないとの報道を信じ、また、放射能のことを気にして不安な生活を送るよりも、気にしないで元通りの生活をした方が、心の健康にも良いと考え原発事故前と変わらない食生活を続けていた。事故後同居することとなった長女やその孫3人も同じように生活していた。

ところが、福島県で実施された県民健康調査の結果、孫2人の甲状腺から嚢胞(液体が入っている袋のようなもの)が発見されA2判定を受けた。自主的に検査した結果、長女ともう一人の孫の甲状腺からも結節(しこり)

が発見された。

その後、長女や孫の体調不良が続いたため、放射能汚染された福島での生活から逃れるため、長女と孫 2 人は関東方面へ避難した。残された原告〇〇〇〇〇ら家族の生活は火が消えたように寂しいものとなってしまった。原告〇〇〇〇〇は、長女や孫 3 人の内部被ばくを避ける生活を続けていればこのような結果にはならなかったかも知れないと後悔し、長女らの健康被害に怯えながら生活している。

また、自ら起業し、長年かけて信用を獲得し成功していたバンケット業も放射能汚染による風評被害による多大な影響を受け、原告〇〇〇〇〇の信用や経験によってはどうすることもできず、営業を続けていく見通しが立たない状況が続いている。

(2) 原告大内秀夫（相馬市在住，元教員）の場合

ア 本件事故前の生活

原告大内秀夫は妻と結婚した後、相馬市に自宅を建て、教員として働きながら 3 人の子どもを育てた。本件事故前には既に教員を退職し、子ども達もそれぞれ独立していたため、妻と二人で生活していた。

妻と共に地元の山岳会に所属し、月に 1 回程度、阿武隈山地などの山に登り、地元の豊かな自然を満喫していた。

離れて暮らす 3 人の子ども達は、孫を連れて、お盆や正月、夏休みや連休など、頻繁に原告大内秀夫の自宅に遊びに来ていた。孫は 5 人（長男の子ども 3 人、長女の子ども 2 人）おり、全員が自宅に集まった時には、家の中はてんやわんやで、その賑やかさが何より楽しい時間だった。そんな孫達のために原告大内秀夫は自家製の米や野菜を定期的を送っていた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後は、阿武隈山地、特に霊山より南では高い空間線量が計測されると聞き、怖くて登ることが出来なくなった。孫達が相馬に来ることも

無くなった。子ども達が孫の健康を考えてのことであるため、原告大内秀夫は孫達の健康のことを考えると相馬に遊びに来いとは言えなかった。自家製の米や野菜を送ることも止めた。事故前には将来的には長男一家と相馬で同居したいとの思いを抱いていたが、そのような望みも完全に絶たれてしまった。

(3) 原告村松恵美子（相馬市在住，市議会議員，障害者施設運営）の場合

ア 本件事故前の生活

原告村松恵美子は、新潟県で生まれ、昭和50年ころ、夫と結婚したことを機に、夫の実家で夫と同居するため、相馬市へ引っ越した。以後、現在まで相馬市で暮らしている。子が1人いるが、独立して神戸で暮らしている。

原告村松恵美子は、37歳の時に相馬市の市議会議員に初当選し、以後市議会議員として主に医療、福祉、子どもの問題を中心に取り組み、自らひまわりの家」という障害者施設を設立し、運営にたずさわってきた。

イ 本件事故後の生活

本件事故が起きた後、神戸在住の息子と電話がつながると、息子は、原告村松恵美子に神戸へ避難するようにと伝えてきた。しかし、市議会議員としての仕事、障害者施設の利用者を残したまま自分だけ避難することは出来ないと伝えた。息子は最後には「わかった」と答え、原告村松恵美子が相馬市にとどまることを了承した。

原告村松恵美子は、ひまわりの家の職員に対して、「残れる人は残ってほしいが、小さい子どものいる職員や若い職員は避難を考えてください」と伝えた。避難について職員にどう言うべきか、悩み、健康を保障することはできないけども、仕事を続けて入所者を支えてほしいという葛藤があった。このとき、職員に判断を迫り、職員の人生を左右したことに対して苦しい思いをした。

ひまわりの家の職員の中には、40代後半の職員で、放射性物質による健康影響への不安から、いったん避難したものの、家族からの反対があり、相馬に戻ってきた者がいた。職員からの要望もあり、その者にはひまわりの家の職員として再び働いてもらうことになったが、一度職場を離れた者を再び職場に復帰させることについて、原告村松恵美子は複雑な思いを抱かざるを得なかった。また、避難をした20代後半の職員で、避難先で精神的に不調になった者もいた。その者は、避難して以降、ひまわりの家を訪れることはなくなってしまった。そのような出来事も原告村松恵美子の心に痛みとして残っている。

仕事以外の面では、孫が相馬の自宅に遊びに来て、健康影響を考え、事故前のように長期間滞在させることは出来なくなってしまい、孫の成長を見る喜びが奪われてしまった。また、ふきのとうなどの山菜が大好きであったが、山菜を採りに行くことが出来なくなり、山菜を採って人にあげて喜んでもらうことも出来なくなった。地元の山の中を、自然を見ながら歩くのが大好きであったが、それも出来なくなった。線量が高いため人が入らなくなり、草刈りなどの管理が行き届かなくなったため荒れてしまった。本件事故前は木陰ができていい木だと思っていた近所にある木も、今では線量が高いことが気になってしまう。放射能汚染によって全てが異質なもののように感じてしまい、夕焼けや月といった自然の景色にも感動しなくなってしまった。身近に親しんできた自然全てが失われてしまったのである。

(4) 原告渡部保子（福島市在住、元教員）の場合

ア 本件事故前の生活

原告渡部保子は宮城県石越町で生まれ、中学校の教員として長年勤務した。同じく教員をしていた夫との間に一人息子がいる。事故前には既に教員を退職し、義母と夫、福島市内の病院で医師として働く長男の家族と同

居し、義母や孫の世話など家事にたずさわっていた。福島県で 54 年間生活する間、新鮮で美味しい地元産の野菜や米、魚で健康に過ごし、家族をつくってこられたと感じていたことから、お店で購入した場合はもちろんのこと、友人から頂いたものにも感謝の気持ちを欠かしたことはなかった。

イ 本件事故後の生活

原発事故が起きたことをテレビで報道されているのを見て初めて知った後は、原発がいつまた爆発するか分からない、放射性物質がどのくらい飛んできているか分からないという不安があり、毎日天気予報を見て、風向きを気にして生活していた。布団や洗濯物を屋外に干さないようにし、孫が外出する際は、必ずマスクを付けさせていた。

避難すべきかどうか悩んだものの介護施設に入所している夫の母を残して避難することは出来なかった。ただ、孫達だけでも避難させたほうが良いのではないかと考え、長男に確認した。長男からは、医師としての仕事があり避難できないこと、孫達だけを避難させることについても、親と離れて暮らす精神的に不安定な生活には耐えられないだろうから、内部被ばくを避けるための食事の注意、無用な外部被ばくを避ける注意をして暮らす、という返事があったため、原告渡部保子はその判断を尊重した。

けれども、その後も、線量が高い時期に、水くみの列に孫達を並ばせてしまったことを後悔し、一時的にでも避難させたほうが良かったのではないかという複雑な気持ちがあり、孫達に将来健康被害が出ないか不安を抱きつつ生活している、そのような不安を長男に話したら、必要以上の不安を与えてしまうと感じ、長男夫婦の前で話すことは出来なくなってしまった。友人や知人関係でも、人それぞれ、とらえ方が違うため、放射線被ばくや健康影響の話題について、遠慮や気兼ねなく話すことは難しくなった。

福島県内で採れた食物や、私の実家のある宮城県産の食品などはどこで採れたのか、安全なのかと考えてしまうようになった。今まで通り地元産

の食材を食べたいと思いながらも、心情的に西日本地域の食材を買って食べようという思いが働いてしまう。人から頂いた物も、そのたびに「これはどこの食材だろうか。」と考えてしまう。いつも食品に対する不安を抱えながら生活するようになった。

長男家族は、自宅の2階で生活しており、屋根に降った放射性物質の影響で自宅の2階の放射線量が高かったことから、原発事故から1年が経ったころ、業者に依頼して屋根の高圧洗浄などの除染を行った。また、福島市が進めている除染も実施した。しかし、その方法は、庭の土を剥ぐのも、表面部分だけを剥いだけというマニュアル通りに行われたもので、効果があるとは思えず、また、石を洗浄する際に使用した汚染水は、そのまま側溝に溜まっており、かえって周辺環境を破壊することになってしまったと感じた。除染で出た廃棄物が庭に埋められている。その部分には黄色い柱が建てられていて、ここに廃棄物が埋められているというのが分かるようになっているため、その場所を見るたびに、忌々しい思いにとらわれている。

(5) 汚染された地域で生活を続ける滞在者の被害

ア 汚染された地域で生活を続ける上記原告らは、地域を汚染した放射性物質が放つ放射線による外部被ばくと、放射性物質に汚染された食料や水などを体内に摂取することによる内部被ばくの危険にさらされ続けることとなった。

イ 1日3食の食卓に並ぶ食材に放射性物質が含まれていないか、家族・知人からもらった食材は汚染されていないのか、今飲んでいる水は汚染されていないか、通学、通勤、買い物などを含む外出時に外部被ばくするのではないか、外出時に何気なく触れた土や草木に放射性物質が付着していたのではないか、その放射性物質が身体に付着してしまったのではないか、風で巻き上がった塵とともに口から放射性物質を吸い込んでしまったの

ではないか、雨や雪を被ったことでさらなる被ばくをしたのではないか、自宅内で生活しているときや就寝している最中も自宅の壁や屋根に付着した及び自宅周辺に存在する放射性物質からの放射線によって被ばくしているのではないか等、その不安を一つ一つ挙げていてはきりが無いほど、日々の生活のすべての面において、「放射性物質による地域汚染と放射線被ばく」による「現在及び将来の健康影響への強い不安・懸念」を抱かざるを得ないこととなったのである。

ウ このような不安が生じたことにより、原告らは、常に安心して生活することができなくなり、原告らは、そのような不安を少しでも軽減するために、各人の判断で出来る限りの放射線防護対策をとらざるを得なくなり、生活の変容を強いられることとなった。

自家菜園での栽培を止め、あるいはそこで採れた農作物を子供や孫へ与えることを止めるようになった。趣味としていた釣り、キノコや山菜などの採取も出来なくなった。またそれらの収穫物を近所の人と互いに分け合うこともためらわれ、控えるようになってしまった。山登りや海水浴、川遊びなど自然と触れあうことも避けるようになった。

その結果、放射能汚染によってそこにある全てが異質なもののようになってしまい、夕焼けや月といった自然の景色にも感動できなくなり、身近に親しんできた自然全てが失われてしまったのである。

エ 特に放射線被ばくによる健康影響のおそれが大きい子どもに対しては、外遊びを極力避けるようにし、外出時にはマスクを付けさせ、周囲の草花、虫、降り積もった雪に触れることも注意して止めさせた親も多い。また、布団や洗濯物を外に干すことを避けたり、地元産の食材を食べさせることに不安を感じてその購入を避けたり、井戸水や水道水を飲ませずに市販の飲料水を購入するようになった。

そのような生活の変化を強いられたことによって、生活費の負担増など

経済面の被害に加え、成長発達段階にある子どもの運動不足や肥満の進行という被害も新たに生じている。

オ 子供や孫がもともと県外に住んでいた場合には、今までのような里帰り時の安心した家族間の交流は出来なくなり、原告大内や原告村松のように、何よりも楽しみとしてきた、子や孫とゆっくりと会い、その成長を見ることが奪われてしまっている。原告大内が抱いていた将来的には息子家族と同居したいという望みも完全に絶たれてしまった。このように家族関係にも大きな変容が生じている。

カ 家族間に限らず、原告村松の場合のように、職場における人間関係においても放射能汚染による苦痛が生じている。すなわち、事故直後の線量が高く、その情報も極めて限られていたときには、多くの者が、そのまま滞在するか、避難するかという選択を迫られていた。そのような状況において、障害者らを守るためとはいえ、職員らにその選択を強いてしまったことや、その後の避難等によってそれまで共に施設を支えてきた職員との間に溝が生じてしまったことに、原告村松は心を痛めている。

キ 原告渡部のように、不十分な除染に不満を感じ、その除染した汚染物質を自宅の庭に置かなければならないことに心を痛めている者も多く、またその仮置場を目にするたびに、汚染された地域に過ごしているという事実を忘れることができず、日々、不安の尽きない生活を強いられている。

ク そして、汚染された地域で生活を続ける者は、それぞれの判断に従い上記のような放射線防護を続けることで健康影響を防げるだろうと信じ、日々の被ばくによる健康不安を心の奥底に押し込めて生活を続けている。

しかしながら、原告佐藤の場合のように、いざ自分の子供や孫の甲状腺にのう胞が発見されたり、原因不明の体調不良が生じたりした場合には、それまで押し込めていたはずの放射線被ばくによる健康影響ではないかという不安・恐怖はより増大する。そして、その不安を解消してくれるよう

な医師の診断は得られず、相談することができる人もなく、ただひたすら、子供や孫に不要な放射線被ばくをさせてしまったのではないかという後悔と、将来的に重大な健康被害が出るのではないかという恐怖に苛まれる。

最終的には、汚染された土地での生活による不安に耐えられなくなり、県外避難を選択することを余儀なくされ、家族が分断されるというような被害が生じてしまっている。

3 汚染された地域で農業を続ける者の被害

(1) 果樹栽培農家である原告阿部哲也（福島市在住）の場合

ア 本件事故前の生活

原告阿部哲也は祖父の代から続く果樹栽培農家の二男として生まれ、大学卒業後、父親の病気をきっかけに、農家を継ぐことを決意し、26歳の時、就農した。梨をメインとした果樹を約1.5ヘクタールの園地で栽培し、その他に自家製野菜も栽培している。父親が他界した後は、母親と地域の人に支えられながら、農作業を覚えていった。事故前は母親と妻、3人の娘と生活し、自家製の果物、野菜を食していた。

長年個人的に契約している顧客からは毎年多くの贈答用の注文があり、原告阿部哲也はそのような顧客に求められる喜びを感じながら、父親から引き継いだ果樹を育てていた。祖父の代から続く果樹の中には樹齢88年のものもあり、今なお実をつけ、原告阿部哲也が植えた梨の苗木は20年目を迎え、ようやく最も実が採れる時期を迎えていた。

また、原告阿部哲也の住む地域では、地元の中学校の総合学習の一環として、園地で農作業を体験させるとい50年以上続く伝統の取り組みがあり、原告哲也の農地にも毎年のように中学生が体験に訪れていた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後、放射能汚染によって「福島県産農産物」に対する取引が激減し、梨など果物の価格も大きく下落した。長年契約してきた個人的顧客

からの注文キャンセルも相次いだ。3年経った現在も状況は変わらない。

果樹園は、樹体洗浄を実施しただけで園地の線量はほとんど変わらない状態が続いており、最も肥沃な部分である表土を剥ぎ取ることも困難であるため、除染の見通しは全く立たない状況である。原告阿部哲也は高線量の園地で、収穫した果物から放射性物質が検出されるかもしれないという不安、作業している自分の健康影響に不安を感じながら、毎日の作業を続けている。

自家製の野菜に不安を感じ、娘達には食べさせられなくなった。

園地が高線量のままであることから、地元の中学生の体験学習も中止され、地域の子供達とのつながりも絶たれてしまった。

(2) 稲作・野菜栽培農家である原告樽川和也（須賀川市在住）の場合

ア 本件事故前の生活

須賀川市内で7代にわたって続く農家の二男として生まれた原告樽川和也は、大学卒業後、数年間会社員として働いた後、農業を継ぐことを決意して、就農した。父親と母親との3人で畑を耕す毎日を送り、米作はもちろん、須賀川市の特産である岩瀬キュウリのほか、キャベツ、白菜、ほうれん草などの野菜を栽培していた。

原告樽川和也の父親は30年以上まえから有機栽培にこだわり、油かすなどの有機質肥料を用いたり、自ら山には入って集めた木の葉や稲わらを材料にした腐葉土などで土壌改良を重ねたりと何よりも土作りに力を入れていた。10年近く試行錯誤を重ね、須賀川地域では育てられないとされてきた種類のキャベツを生産することに成功した。そのキャベツは人気が高く、地元の直売所ではすぐに売り切れ、近くの学校で給食に利用されていた。「子どもたちが食べるものだから、気をつけて作らないと」と口癖のように言い、安全な野菜作りを誇りにしていた。原告樽川和也は、このような父親の土作り、安心安全な作物づくりに対する思いや技術を誇りにし、

継承したいと考え、その指導を受けながら、必死で父親の背中を追い続け、家族で協力して農作業に従事していた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後の3月23日夕方、須賀川産のキャベツなどを出荷停止とするという内容のファックスが自宅に届き、翌朝、原告樽川和也の父親は自宅裏のキャベツ畑の脇にある木の枝にロープをかけて首を吊って自ら命を絶った。亡くなる直前、原告樽川和也に対し、「お前に農業を勧めたのは間違ってたかもしれない。余計なことを勧めてしまったな」と言い、近所の友人の前では、「子どもたちに何にも残してくれらんに(残してやれない)」と言って泣いていた。

出荷を直前に控えていたキャベツ7500株はすべて廃棄処分となった。かけがえのない家族であり、一家の生業である農業の主たる担い手であり、家族の精神的支柱であった父親を失った原告樽川和也とその母親の生活は、一変した。農業の主たる担い手である父親を失ったことから、作物の作付面積を縮小せざるを得なかった。実家の農業を継ぐことを決意し父親の指導の下で農作業に従事してきたとはいえ、作物の生育状態を見極め、適時に適切な農作業を施すという点では、これまで、父親の経験に基づく判断に多くを委ねてきた。そのため、父親の残した作業日誌を参照しながら、慣れない判断をせざるを得ず、父親を失った喪失感を強く感じている。

また、父親を失った後も、原告樽川和也は、父親と同じように安全な農作物を作るためなるべく化学肥料や農薬を使わないようにしている。父親の農業への思い、父親や先祖が大切に育ててきた土を守りたいという思いからである。

しかしながら、その土壌は放射性物質で汚染されてしまい、自分たちで作った作物ですら、出荷していいのか、自分たちで食べて安全なのか迷う日々が続いている。また汚染された土に触れる農作業によって自分や家族

に健康に影響が出ないか毎日不安を感じながら、日々の作業に従事し続けている。

(3) 農家の被害

豊かな自然と共存し、その自然そのものを生業としてきた農家は、先祖から受け継ぎ、長年自ら耕してきたからこそ、その農地が汚染されたこと自体によって、より大きな喪失感、絶望感、将来への不安という苦痛を被っている。

出荷制限によって手塩にかけて育てた農作物の処分を余儀なくされる苦しみ、出荷できても価格の下落や昔からの顧客に敬遠される苦しみは、収入の減少という経済的な損害だけでなく、人に喜ばれる物を作るという農家としての根源である生産意欲そのものを傷つけられるという深刻な被害につながっており、営農そのものを諦めるものも続出している。

そして、有効な除染方法もなく汚染されたままの農地での生産を続けなければならないため、日々の作業中の被ばくによる健康不安を感じ、また出荷時に農作物から放射性物質が検出されるかも知れないという不安を感じながら、先の見えない不安を抱えた生活が続いている。

農家にとって、先祖から受け継ぎ、自ら長年耕してきた農地、その農地で育てた農作物、そして農作物を作り続けるという生業、それらは単に財産価値のあるもの、生計の元を得るための仕事というものでなく、農家一人一人がその人生をかけて守り、築き上げてきた生きがいそのものである。そのような生きがいである生業が放射能汚染によって侵害され続けているのである。

原告樽川和也の父は、安全安心な作物をみんなに食べてほしいという思いから有機農法と土作りに取り組み、農薬の集団散布に一人反対するなど、誇りある農家であった。それゆえに、その農地が放射能汚染され、丹誠込めて作ったキャベツの出荷停止を告げられたことによって、自死という選択をせざるを得ないほどの喪失感、絶望感に苛まれてしまったのである。

原告樽川和也は、かけがえのない家族であり、家族の生業である農業の主たる担い手であり、一家の精神的支柱でもあった父を失った。福島県内で生業生活を営む農家の被り続けている被害(単なる営業損害ないし風評被害だけでなく、放射線被ばくによる健康不安や生業の今後に対する不安なども含めて)が、最も苛烈な形で現れたものといえる。

4 避難を余儀なくされた者(避難者)の被害

(1) 原告新関まゆみ(飯舘村から米沢市へ避難)の場合

ア 本件事故前の生活

原告新関まゆみは福島市で生まれ育ち、結婚を機に川俣町で夫とその両親と暮らし始めた。平成17年には夫と娘と共に飯舘村へ引っ越した。福島市の会社に勤務し、福島市内の高校へ通学する娘の送り迎えもあり、平日は川俣町の夫の実家に帰り、週末は家族で飯舘村へ帰るという二重生活を送っていた。原告新関まゆみは、飯舘村の自然豊かな自宅で暮らすことで、日々の疲れを癒していた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後、娘や自分の健康に悪い影響が出たり、娘が結婚できなくなるのではないかと不安に感じ、夫の両親の反対を押し切って福島市の実家に避難した。川俣町に職場がある夫は川俣町の実家に留まった。自宅があった飯舘村は全域が計画的避難区域に指定され住むことが出来なくなった。しばらくは夫の実家である川俣町で生活していたが、寝室の線量が0.8マイクロシーベルト/hあり、そこで寝ることに耐えられなくなり、夫に内緒で避難先を探し始めた。原告新関まゆみは娘の学校の安全確認の仕方に不安を感じ、安全な場所に転校させたいと考えたが、友人や部活を捨てて避難したくないという娘の意見を尊重し、福島市まで通える米沢市へ避難することとした。家族や周囲の人には避難したことを内緒にして、福島市にいると話していた。娘も最初のうちは同級生に米沢へ避難したこと

を隠していた。

米沢市での生活費は全て自分で稼いだお金で賄い、福島市までの交通費と光熱費が家計を圧迫し、苦しい生活が続いた。除雪や福島まで運転する道でのブリザードなど、命がけで通勤したこともあった。

ホールボディーカウンターによる検査で娘が被ばくしていることが分かり、その娘は友人と「もう子供は産めないね」と話し、「もう福島には住みたくない」と言い、東京の大学に進学した。

原告新関まゆみは、娘が東京に行った後も米沢市での避難生活を続けている。川俣町の家は、広い林の中にあるため除染をしてもあまり効果が無く、その家にいると放射能のことが頭から離れず、ストレスを感じるからである。夫からは川俣町の家に戻るよう言われているため、週に1回は川俣町の家に戻り、米沢の安全な水を1週間分持って行ったり、夫の食事を作ったり掃除をしている。夫の両親は川俣町が安全だと思っており、原告新関まゆみの話に聞く耳を持たずとしない。現在は福島市での仕事も辞め、米沢市でパートとして働きながら、苦しい避難生活を続けている。

(2) 原告武田徹（福島市から米沢市へ避難、元教師・ボランティア団体会長） の場合

ア 本件事故前の生活

郡山市で生まれ、26歳の時に結婚し、以後、福島市で生活していた。

原告武田徹も妻も教師をしており、二人の間には、息子と娘が生まれた。

原告武田徹は、約30年間福島市で暮らしている間、毎日吾妻山を見て過ごし、山を見れば次の日の天候が分かるほど慣れ親しんでいた。また、「福島国際交流の会」というボランティア団体の会長を務め、福島に住む外国人や日本人のために日本語教室、英語教室、交換留学などの活動を行ってきた。町内会の行事にも参加し、近所の人たちとは30年の付き合いがあった。

イ 本件事故後の生活

2011年3月12日の朝、原発事故が起きたことを知り、東京に住む息子からすぐに東京に避難するよう言われ、家を出る決心をした。妻と娘、犬猫を連れて車で東京の息子のもとへ避難した。その後、新潟県村上市の親戚宅への避難を経て、山形県米沢市の雇用促進住宅へ移った。

6畳2間の雇用促進住宅は、それまで生活していた一戸建ての家に比べ狭く、冬の除雪の作業など、慣れない土地での生活を強いられている。大好きだった福島の果物も安全だと言われても放射性物質のことが頭から離れず食べることが出来なくなり、慣れ親しんだ吾妻山の風景も、反対側から眺めるようになり、形や見え方が変わってしまった。週に1回、ボランティアのため福島に戻ってくるが、自宅は震災の日に本棚が倒れたままの状態、大事にしていた家庭菜園もほったらかしの状態となっている。

(3) 原告福田祐司（双葉町から避難）の場合

ア 本件事故前の生活

双葉町に生まれ、高校卒業後、一旦は就職のため上京したものの、父の会社が経営難で苦しんでいることを知り、就職した会社を辞めて実家に戻り、父親の工場を手伝うようになった。双葉町出身の妻と結婚し、3人の子供を授かった。父親の会社が倒産した後、1991年頃に新たな会社を立ち上げ、以後、発電所の建設工事や定期点検工事等に携わっていた。1996年には妻の実家だった場所へ家族で移り住んだ。

原告福田の自宅は2階も含めて10部屋あり、居間では家族みんなで食卓を囲んだ。原告福田は子供の頃から釣りが趣味で、自宅近くの海に出かけては毎日のように釣りをし、アイナメ、イシモチ、黒鯛などを釣って家に持ち帰った。料理好きの妻はその魚を刺身、唐揚げ、煮付けなど何でも美味しく調理してくれ、家族みんなで食していた。

近所は昔からの顔なじみで長い付き合いがあり、地域で毎年開催される

お祭りなどには、原告福田はフランクフルトや焼きトウモロコシなどの出店を開いて参加していた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後、原告福田は家族とともに浪江町、川俣町、さいたまスーパーアリーナ、旧騎西高校へと転々と避難を続け、2011年7月中旬頃、現在住むいわき市内の借り上げアパートへ入居した。避難の際、大熊町の介護施設に入所していた妻の母は事故後消息が分からなくなった。その後、施設に取り残されていたところを2011年3月14日に救助され、原告福田らは同年6月になって会津の介護施設で再開することができた。

原発事故による避難によって、近所の顔なじみは別々の場所に避難して疎遠になり、趣味の釣りも海が汚染されたことにより魚を釣っても食べるのが怖いため出来なくなってしまった。

福島第一原子力発電所から約4.8キロメートルの場所にある自宅は放射性物質によって高濃度に汚染され、自宅のみならずその周辺も汚染されたまま放置された状態となっている。初めて帰宅できたのは2011年7月であり、自宅は散乱したままで、タンスの引き出しの中には子ネズミが5～6匹固まりになっていた。原告福田はもうここには住めないと感じながらも、長年住んでいた自宅や庭が朽ち果てていく姿を見ることに絶えられず、一時帰宅するたびに除草剤を撒き、少しずつ片付けをしてきた。自宅へ帰宅するたびに、見知らぬ人に身分証を見せ、国から許可をもらわなければならないことの屈辱感、悔しさを感じながら、避難先での生活を続けている。

(4) 原告高木光雄（南相馬市小高区から避難）の場合

ア 本件事故前の生活

1999年から南相馬市小高区で妻とともに生活をはじめ、翌年から小高区にあるラーメン店の営業を始めた。

小高では、秋になると、近所の小高川で、千から万単位の丸太のように大きな鮭が、水しぶきをあげながら上流を目指す様子を見ることが出来る。近所の人から自家菜園や畑で採れた野菜をお裾分けしてもらうことも楽しみの一つであった。友人から季節ごとに山へ招待してもらい、春は山菜や竹の子を、秋はキノコを採らせてもらっていた。原告高木光雄は、このように自然豊かな小高を終の住み処としたいと考えていた。

またお客さんから喜んでもらえるお店であり続けることを念頭において営業し、お客さんがラーメンを喜んで食べてくれる顔を見たり、常連客との日常会話を楽しんだりといったことが、いつしか生きがいとなっていた。

イ 本件事故後の生活

原発が爆発したと知り、車に飛び乗り、新潟方面を目指した。運転しながら、放射能が後ろから迫ってくるような感覚に襲われ、焦燥感にかられた。会津の体育館で体力的にも精神的にも苦しい生活を強いられ、その後親戚の家を転々として、2011年6月から南相馬市原町区の借り上げ住宅へ入居し、生活している。

原発事故によって、原告高木光雄は、小高での自然豊かな生活を失い、生きがいとしていたラーメン店の仕事も失った。南相馬産の野菜は魚は食べられなくなり、竹の子や山菜を採りに行くことも無くなった。孫に会いたいと思いつつも、息子が孫を福島に連れて来たがらない思いも理解でき、会えない日々を過ごしている。

(5) 原告紺野重秋（浪江町から福島市へ避難、農家兼自動車整備工場経営）の場合

ア 本件事故前の生活

原告紺野重秋は、浪江町で農業と養蚕を営む家庭に生まれ、高校卒業後は実家の農業と養蚕を手伝っていた。妻と結婚し、4男1女を授かった。農業と養蚕だけでは生活が出来なくなったため、地元の自動車修理工場で

働き始めた。その後自動車修理業を自ら起業して、成人した長男や四男に手伝ってもらい、家族で協力しながら順調に経営を続けていた。

原発事故の数年前には実家の立て替えを行い、親戚の大工に依頼して、自宅を新築した。その新しい自宅で長男と妻との3人で暮らしていた。

浪江町で生まれ育った原告紺野重秋には、小中高の友人、妻の知り合い、子供の友人や親など、地元の交友関係が広がって町内全員と親戚のような付き合いがあり、花見や祭りなど年中交流があった。原告紺野重秋はそんな地域の友人や家族に囲まれた生活に幸せを感じていた。

イ 本件事故後の生活

原発事故後、避難指示により、着の身着のまま避難を余儀なくされた。避難所での過酷な避難生活を強いられ、福島市内の借り上げ住宅に入居後も、以前とは比べものにならないほどの狭いスペースで不自由な生活を送っている。

同居していた長男は別の借り上げ住宅に住んでおり、以前は近くに住み、一緒に会社を手伝ってくれていた四男は家族で群馬県に移住してしまった。

地元で親戚同様の交流があった友人知人は、県内県外に避難してしまい、以前のように集まって交流することは出来なくなってしまった。

70年以上慣れ親しんだ気候、町、自宅とは別の土地で、友人、家族と離れて暮らすことを余儀なくされ、先祖代々の農業も、自ら創業した自動車修理工場の再開も断念せざるを得なくなった。

(6) 原告大橋沙月（南相馬市小高区から避難）の場合

ア 本件事故前の生活

事故当時、南相馬市小高区で家族と暮らし、大熊町にある双葉翔陽高校に通う高校2年生であった。女の子ばかり10人ぐらいの仲良しグループといつも一緒に遊び、同級生や学校の先生の噂話、好きな人の話など、話が尽きることはなかった。高校3年生に上がる直前で、進路の話もよくし

ていた。原告大橋沙月は、大学か専門学校に進学して、将来は英語かヘアメイク関係の仕事につきたいと考えていた。

朝起きて学校に行き、授業に出て、友達と遊び、家に帰ると家族が待っている、そんな平穏で、将来への期待に満ちた生活をおくっていた。

イ 本件事故後の生活

原告大橋沙月が南相馬市原町区の友人宅で遊んでいたときに東日本大震災と原発事故が起こり、避難先の川俣町で家族と合流した。父親は原発で働いていたことがあり、原発事故の危険性について知識を有していたため、県外へ避難することを強く説得された。原告大橋沙月は同意し、山梨へ避難した。高校3年生として山梨県の高校へ転入したものの、原発事故による避難などの不安があり、進路や将来について考えるように頭を切り換えることが出来なくなり、地元のクラスメイトとの考えの違いを感じるようになった。夜眠れなくなり、精神的に辛く、両親が避難していた沖縄へ転居した。

沖縄では通信制の高校を始め、そのまま卒業した。

2012年3月1日、双葉翔陽高校の卒業式があり、原告大橋沙月は会場の後ろの方で友人らが卒業式に参列する姿を見ていた。事故がなければ一緒に高校3年生の時間を過ごし、卒業証書を受け取ることが出来たはずである。

原告大橋沙月は福島の記事がされるたびに福島に戻りたいと思いつつも、放射線被ばくの危険を感じることから、もう福島に戻って暮らすことは出来ないと感じている。健康面でも、放射性物質に汚染された身体では結婚できないのではないかと、子供を産んだら奇形の子供が生まれるのではと不安を抱きながら生活している。

(7) 避難者の被害

ア 本件事故による放射能汚染によって避難を余儀なくされたものは、住み

慣れた地域での生活はもとより、そこで構築されていた家族関係や親族関係、親交を厚くしていた地域の住民との関係すべてが崩壊させられている。

イ 国の避難指示によって強制的に避難を強いられた者は、原告福田、原告高木、原告大橋のように、みな、着の身着のままの状態での避難を余儀なくされ、正確な情報も与えられなかったため、むしろ線量の高い地域に避難し、より多くの被ばくを強いられた者もいた。

避難した先での避難所では、段ボールで仕切られたスペースでの生活を強いられ、プライバシーは守られず、物資は不足して下着すら交換することができず、トイレに並び、お風呂にも入れないという悪質な住環境など、およそ人としての生活とはいえない過酷な生活を強いられた。仮設住宅に入居した現在も、狭い部屋で、薄い壁による音漏れ、湿気や結露による床の凹凸やカビが発生し老朽化も進むなど、厳しい住環境での生活を強いられている。

また、何よりも、強制的な避難によって慣れ親しんだ地域に戻れなくなり、そこで一緒に生活していた家族や、友人なども離ればなれになってしまった。

失ったのは、原告福田にとっての、自分が釣った魚を、妻が料理し、家族みんなでその食卓を囲んだり、昔からの顔なじみと毎年開催されるお祭りに出店を開いて参加したりする生活、原告大橋にとっての、朝起きて学校に行き、授業に出て、友達と他愛ない話をして遊び、家に帰ると家族が待っているという生活、原告高木にとっての、自然溢れる小高で、お客さんがラーメンを喜んで食べてくれる顔を見たり、常連客との日常会話を楽しんだりする生活、そして原告紺野にとっての、一緒に暮らす家族、70年来の付き合いがあり親戚のように親しくしていた友人らに囲まれた生活であり、いずれも、その人生を通じて築き手に入れた、何気ない日常に感じる幸せであり、それらは原告それぞれが生きていく上で欠くことのできな

いものであった。

ウ 国の避難指示によらずに、自らのあるいは子どもや孫の生命、身体を守ろうという思いからそれまで生活していた土地を離れることを選んだ者は、汚染された地域での生活から逃れることにより、放射線被ばくによる日々の不安からは解放されるものの、住み慣れない土地での生活による様々な不安や不便さ、避難生活による経済的負担の増加に加え、避難せずに地元での生活を続ける者との間で意見の違いや対立が生じ、そのような意見の違いや対立が原因となって、家族が離れて暮らすことを余儀なくされたり、家族関係そのものに亀裂が生じたりしており、離婚にまで至る場合もあるなど家族関係の変容または崩壊という被害が生じている。

原告新関は、放射線被ばくによって娘や自分の健康に悪い影響が出たり、娘が結婚できなくなるのではないかと不安に感じ、夫の実家のある川俣町から米沢市への避難を選択した。友人や部活のことで避難したくないという娘との意見の対立、避難に反対する夫やその両親との意見の対立による精神的負担を感じながらも、それでも娘の健康を優先したいと考え避難を続けた。そのことで夫やその両親との関係に事故前にはなかった溝が生じることとなってしまった。

そして、避難をしたからといってすべての健康不安が無くなる訳ではない。日々の放射線被ばくによる不安から解放されるだけであり、避難するまでに被ばくしたことによる将来の健康不安は払拭されない。原告新関は、ホールボディカウンターによる検査で娘が被ばくしていることを知り、強い健康不安を感じている。またその娘が友人と「もう子供は産めないね」と話していることを知り、自分の娘にそのような思いをさせてしまったことに心を痛めている。

自らの判断によって避難した場合には、家族関係のみならず、地域の住民の間でも同様に関係の悪化や、避難に伴い疎遠になって交流が絶たれ

るなどの変容、崩壊が生じている。

また、住み慣れた土地での生活を失った苦痛を被っているという点では国の避難指示による避難者と共通しており、原告新関は、自然溢れる飯舘村の自宅や川俣町にある夫の実家で、家族全員での暮らしを、原告武田は、慣れ親しんだ吾妻山の風景を眺めながら、ボランティア活動や家庭菜園の手入れをする暮らしを失った苦痛を被っている。

5 事業者の被害

- (1) 原告高木は、ラーメン店を開店してから、お客さんから喜んでもらえるお店であり続けることを念頭において営業を続けていた。原告高木にとって、お客さんがラーメンを喜んで食べてくれる顔を見たり、常連客との日常会話を楽しんだりといったことが、いつしか生きがいとなっていた。今回の事故による、長く続く避難生活と、年齢的体力的な面から、二度とラーメン店を再開することはできなくなってしまった。
- (2) 原告紺野は、自ら起業し、成人した長男や四男に手伝ってもらい、家族で協力しながら順調に経営を続けていた自動車整備工場の仕事を失った。長男や四男とは別々に暮らさざるを得なくなり、自動車整備工場の再開は不可能となった。
- (3) 強制避難者ばかりでなく、滞在者である原告佐藤も、自ら起業し、信用第一に営業を続けてきたバンケット業が本件事故による風評被害の影響を受け廃れてしまい、先の見えない状況となってしまった。自分がこれまで得てきた経験や信頼というものは何の役にも立たなかった。
- (4) 事業者にとってそれぞれの商売は、長年の努力と経験によって築き上げてきたものであり、その人それぞれの生きがいである。その生きがいと感じてきた事業を侵害され、奪われたことによる苦痛を被っている。

6 高校生の被害

原告大橋は、もうすぐ高校3年生になろうとしていた矢先に本件事故による

避難を余儀なくされ、いつも一緒に遊び、同級生や学校の先生の噂話、好きな人の話など、何でも話せる存在であった友人らと離ればなれになってしまった。そして、その心を許せる友人らと高校3年生としての1年間を一緒に過ごすことが出来なくなり、福島に残って生活していた友人らの卒業式にも後方から眺めるだけの参加となってしまった。

事故前の、朝起きて学校に行き、授業に出て、友達と遊び、家に帰ると家族が待っている、そんな高校生として当たり前にある、平穏で、将来への期待に満ちた1年間は、原告大橋にとって何よりも大切な時間であった。

原告大橋が失ったのは、そんな大切な生活であり、高校3年生としての1年間という意味では、二度と経験することのできない時間であった。

原告大橋はそのような1年間を奪われ、避難による不安定な精神状態のまま進路のことを集中して考えることも出来なくなり、転校、通信高校を利用しての卒業という生活を余儀なくされた。放射線被ばくに対する考え方の違いなどから、何でも話せたはずの友人との関係にも溝が生じるようになってしまった。

本件事故によってそれまでの生活や楽しい時間、友人を喪失したことによる影響は大きく、心の傷を負ったままの生活が現在も続いている。

第3 原告らに共通する「生命・身体に接続する平穏生活権侵害」

- 1 「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」が人格権（憲法13条）として保護されるべき重要な権利であること

原告らが本件事故によって被った被害は上記第2のとおり多種多様であり、その被害の現れ方、被害の程度もその人によって異なる。なお、上記第2に挙げた被害も本件事故によって生じた被害の全てではなく、あくまでその一部にすぎない。また各原告に現時点までに顕在化したものにすぎず、その被害は今

なお継続しているのであるから、必然的に、今後、新たな被害が生じてくるであろう。

しかしながら、原告らは、滞在者も避難者も、放射線被ばくそのものによる健康不安と、その健康不安を背景として、従前の自然豊かな環境での生活を奪われ、大きく変容した環境での生活を強いられたことによる苦痛を被っているという点で共通している。

そして、その放射能汚染によって侵害された従前の生活とは、上記第1で述べたように「豊かな自然の存在を基盤としてその恵みを享受する生活」であり、また、その「豊かな自然の存在を基盤として築かれた家族、親しい地域住民に囲まれた生活」に他ならない。

原告らは、豊かな自然に包まれた環境で、その恵みを最大限享受して生活することを基盤として、その生活そのものによる喜びや、住み慣れた自宅でくつろぐことでの安らぎを感じ、一緒に生活してきた家族、同じ地域に住み郷土を守ってきた心許せる友人・知人の存在によって、家族のために働く意欲あるいは地域やそこに暮らす人々のために貢献する活動をする意欲を持つことができ、それらの生業や活動を生き甲斐として生きてきたのである。また、そのような家族や友人らと自然と触れ合う趣味に興じることで心の豊かさを得ることが出来ていたのである。

したがって、「豊かな自然の存在を基盤としてその恵みを享受する生活」、「豊かな自然の存在を基盤として築かれた家族、親しい地域住民に囲まれた生活」とは、原告それぞれが、その人らしい生活を営むために欠かすことの出来ない重要な要素の一つであり、人の生命、健康そして快適な生活という人間としての尊厳にふさわしい生活を営むために必要な生活利益の総体である「人格権」として保護されるべき重要な利益なのである。

そしてそのような人格的生存に必要不可欠の利益が、本件事故によって放射能に汚染され、放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされること

によって失われ、侵害されて続けているのである。

原告らが、放射線による健康影響を危惧することなく心安らかに生活することが、なぜ妨げられなければならないのか。そうした恐れや不安を、なぜ我慢しながらの生活を強いられなければならないのか。なぜ、それまでの生活にあった豊かな自然の恵み、人生の楽しみ、生きがい、幸せを奪われなければならないのか。そのような被害を甘受しなければならない理由は何も存在しない。

原告らは、事故前の豊かで平穏な生活を取り戻し、それぞれの生きがい、幸せを取り戻すため、本件の被侵害利益を、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」と捉え、原状の回復と慰謝料を請求しているのである。

2 原告らに共通する被害が「生命・身体に接続する平穏生活権侵害」であること

そして、本件事故による放射能汚染によって上記のような平穏な生活が奪われたのは、放射性物質に被ばくすることにより、将来的ながん発症など、重篤な健康障害が発生するリスクが生じるという客観的事実を背景とする不安によるものである。（なお、この不安の内容、合理性については被害総論準備書面3で詳述する。）

したがって、その平穏生活権侵害は、絶対権である身体権侵害の場合に準じて取り扱われるべきであり、「生命・身体に接続する平穏生活権」として位置づけられるのである。

第4 原告らの被害の立証について

原告らに共通する「生命・身体に接続する平穏生活権侵害」は、上記のように、およそ、その人の人格的生存の全ての側面に及ぶものであり、その権利が侵害されたことによって、多種多様かつ甚大な被害が生じている。その意味で、

「平穩生活権の侵害」の事実を理解するには、個々の原告らの、それぞれに現れ方も程度も異なる被害の全体像（総体）を適切に把握する必要がある。

そのような平穩生活権侵害を中核として生じた被害の総体を把握しなければ、各原告が享受していた平穩な生活による利益が各原告の人格的生存にとってどれほど重要な要素であったのかを適切に理解することは出来ず、またその生活が侵害されてことによる被害の大きさ、深刻さを適切に把握することも出来ないからである。

個々の原告らの被害が多種多様な現れ方をしているのは、居住地（いる）地域（原発からの距離や汚染の程度）、従事する職業、家族構成（放射線による影響を受けやすいと言われる子どもが家族内にいるかなど）、あるいは、各人が得た放射線被ばくの健康影響についての知識や生活歴等の事情によって、放射線被ばくによる健康不安を感じる程度が異なり、またその防護のための行動も異なるからである。

そこで、原告らは、これらの多種多様な被害の現れ方に影響している各要素を考慮して選定した代表原告について、詳細な陳述書を提出し、本人尋問等を実施することにより各原告らの被害の全体像（総体）の詳細な立証を行うとともに、それ以外の原告らについては、アンケート方式での陳述書を提出するなどの方法により、被害の全体像（総体）及び原告らが被っている共通の被害について立証していくことを予定している。

そして、原告らが被った被害実態を原告らの本人尋問や陳述書等から適切に把握するためには、その前提として、被害発生の原因となっている放射線被ばくによる健康不安を直接肌で感じる事、また、原告らが事故前に暮らしていた地域の自然豊かな環境やその恵みを享受していた暮らしぶり、そしてその住環境の変容あるいは喪失の実態を直接確認することが必要不可欠であり、そのためには原告らの居住地に直接赴く検証を実施することが必要である。原告らは、被害立証手続の早期の段階での検証の実施を求めていく予定である。

以上